

契約件名及び数量	天満労働基準監督署賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>天満労働基準監督署については、現庁舎敷地が近畿財務局より有効利用化判定を受け、かつ特定国有財産整備計画の処分すべき財産として決定を受けていることから現在地からの移転先を探していた。</p> <p>借受物件の選定にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である上記民間ビルを選定した。</p> <p>立地、及び面積的条件を満たした物件が上記物件のみであったことから契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造または性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	予定なし
備考	